

平成21年度 事業方針

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

1 長期平均払促進事業

配合飼料価格についてはある程度の落ち着きを取り戻したものの、景気後退により消費者の低価格志向が強まる中、畜産物価格が低迷し、今後も厳しい経営環境が想定される。このため、畜産農家の経営安定と農協の債権管理の万全を期する上で重要な役割を果たしている「長期平均払制度」の活用を積極的に促進する。このため、下記の取組みを行う。

- (1) 県中央会・全農等の協力を得ながら、長期平均払事業の担当役職員を対象とした研修会・説明会等を適宜開催し、事業主旨の理解を深める。
- (2) 長期平均払事業の普及推進活動を支援するため、県中央会等に対し、活動委託費を支出する。
- (3) 長期平均払事業のPRのため、協会ホームページの充実に努めるほか、全中・全農等の協力を得て系統広報誌等の積極的な活用を図る。
- (4) 損失補償の円滑な実行のため、内容の事前調査のほか、県中央会等の協力を得ながら適宜現地実務指導を実施する。

2 肥育素牛導入支援事業

事業の仕組みが平成20年度から変更され、対象農家を認定農家等に限定した上でその飼養頭数規模に応じて供給金利を2段階制とすること等が盛り込まれている。

さらに平成21年度からは、新たに交雑種一貫経営農家について、本事業の低利資金を活用できる期間を最高2年3ヵ月とすることとなった。

このため、事業の新たな仕組みの周知徹底と資金の有効利用を図るため、県中央会、県信連、農林中金、県経済連、全農等の協力を得ながら、事業実施予定農協等を対象として下記の取組みを行う。

- (1) 事業実施予定農協等の担当者研修会を開催する。
- (2) 事業実施農協等を支援するため、引き続き、肥育素牛導入支援事業活性化促進支援費を交付する。
- (3) 事業実施農協等における参加農家の増加や、新規の事業実施農協等の拡大を図る。

3 畜産経営維持安定特別対策事業

BSE、鳥インフルエンザ等の発生、配合飼料価格の上昇等により経済的に打撃を受けた畜産経営の維持安定に必要な資金の円滑な融通を図るため、農業信用保証保険制度における機関保証を支援する。なお、平成20年10月から本事業の対象資金に、家畜飼料特別支援資金が追加された。

このため、引き続き農業信用基金協会からの交付申請に応じ迅速に対応する。